

「参考資料」

1 見直しの背景

隊友会のボランティア活動は、平成23年4月に「防災ボランティア活動実施規程（案）」（隊友会規程第18号）を施行し、同24年4月には「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」を各県隊友会に配布し、これらを努力目標として実施してきた。

この間、隊友会の防災ボランティア活動を取り巻く環境は大きく変化した。隊友会に入会する会員が少なくなる一方、年金受給開始年齢が65歳となり、ボランティア活動に参加できる会員は65歳～70歳前後の会員に限られている。

また、平成29年4月には国の防災基本計画が作成され、防災ボランティア活動の方式が、従来の「発災後にボランティアを募って災害の復旧復興等に対応する」という方式から、「災害時にその活動が円滑に行われるよう、国や地方自治体を中心となって平常時から活動環境の整備を図り、発災後により連携の取れた各種活動を行う」という方式に変わってきている。

このような状況を踏まえ、「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」を見直し、各県隊友会がそれぞれの実状と地域の特性に応じ、実行可能な防災ボランティア活動を実施することを基本とし、新たに「防災ボランティア活動の参考（案）」を作成するとともに、その運用の柔軟性を確保する観点から、参考資料と位置づけ、各県隊友会に配布することとした。

2 作成にあたっての前提

(1) 想定する災害

ア 県隊友会が平常時から協力関係にある地域での災害を前提とする。

イ 会員も被災し、隊友会（組織）として活動するには発災後時間がかかることを前提とする。

(2) 活動の方式

防災ボランティア活動の新たな考え方（「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（平成30年4月内閣府防災担当）（抜粋）」）に基づき、地方自治体がボランティア・センターを開設し、個人のボランティアを受け入れる従来の方式から、地方自治体が平常時か

ら地域のボランティア団体と協力して、発災後の被災者支援を行う新たな方式を前提とする。

付紙：「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（平成30年4月内閣府防災担当）（抜粋）」

（3）用語の定義

防災ボランティア活動

平常時及び災害発生時に行う活動を合わせた広義の意味での防災ボランティア活動をいう。

3 防災ボランティア活動に関わる法整備の状況

欧米では、ボランティアに関する法律や制度枠組みがあり、ボランティアの地位が確立され、手当や補償も規定されているが、日本では、まだそのような状況にはない。

しかしながら、厚木市が「厚木市災害救援ボランティア活動補償制度実施要綱」を定めているように、条例等で独自に補償制度を定めている地方自治体もある。